Title	宗教的不寛容のあらゆる形態の除去に関する国際協定草案
Author(s)	熊本, 信夫
Citation	北大法学論集, 17(3), 105-122
Issue Date	1967-02-28
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/16080
Туре	bulletin (article)
File Information	17(3)_p105-122.pdf



目

次

は

ľ め

K

三 Ξ

協定草案全文 協定草案の起草 協定草案の予備作業

「宗教的不寛容のあらゆる形態の除去

に関する国際協定草案

熊

に

本

信

夫

め

は・

成することを目標として、一九六五年一月「少数者の保護と差別 るように、人権と基本的自由の保障を世界的なレベルにおいて達 Religious Intolerance) (以下本協定草案と称する)は、以下に述べ International Convention on the Elimination of All Forms of 「宗教的不寛容のあらゆる形態の除去に関する協定草案」(Draft

の防止に関する国連小委員会」により起草されたものであり、同じ

年三月から四月にかけて、国連人権委員会により審議されたもの である。このような作業はこれまで国連によって採択されてきた

において、自己の宗教または信仰を表明する自由」を含んでいる 信仰を変える自由、 具体的に達成しようとするところにその主たる目的を 置 いて い る。同宣言の中で述べられている自由には、「自己の宗教または の権利を保障する旨定めているのであるが、本協定草案はこれを らゆる形態の除去および情報の自由に関する協定草案」がある。 的および文化的権利に関する協約草案」および、「人種的差別のあ 努力の現われとして、「市民的、 政治的権利および経済的、社会 る。すなわち同条は何人に対しても思想、良心および宗教の自由 要な国際協定をつけ加えることを意味する。たとえばこのような 一連の、人権および基本的自由の達成を目標とする努力に、更に重 ところで本協定草案起草の根拠は、世界人権宣言第一八条にあ および教育、実践、礼拝および儀式等の執行

Rights and Duties of Man) にも同様に含まれている。更に同条項 務に関するアメリカ宣言」 (The American Declaration on the れた、米州第九回国際会議において採択された「人間の権利と義 この世界人権宣言と同様な条項は、一九四八年ボゴタで開催さ ことは言うまでもないところである。

mental Freedom) 第九条によって引継がれることとなった。同協 Convention for the Protection of Human Rights and Funda-び基本的自由の保護のためのヨーロッパ協定」(The European は一九五〇年一一月四日、ローマにおいて署名された「人権およ

一八条に具体化されている。

定は、国連の「市民的および政治的権利に関する協約草案」の第

世界人権宣言の中に述べられた宗教の自由を世界的な水準で具体 協定草案と一体となるものとして取り扱うこととした。 の提出した草案(Cの部分)および予備草案(Dの部分)も、本 委員会付属の、「差別の防止と少数者の保護に関する小委員会」 草案の段階ではあるが訳出を試みた。なお、起草にあたった人権 的に達成しようとする努力は注目される。その意味で現在、なお 本協定草案はこのような背景の下に起草されたものであるが、

のによった。 of Jurists, Winter 1965, Vol. VI, No. 2) に掲載されているも 全文のテキストは、(Journal of the International Commission なお、以下の、予備作業および起草についての解説および草案

協定草案の予備作業

1 一九五六年、「少数者の保護および差別の防止に関する」小

ists) 教の自由に対する権利を承認する傾向が増大しつつあること、ま 告書を提出した。同報告書は世界における、思想、良心および宗 八一ヶ国の調査報告を基礎として行い、一九六〇年にその最終報 般原理を達成する時機の到来と考えられる傾向がみられること、 に同報告書は、世界人権宣言の中に掲げられている差別禁止の一 教に対するある宗教の態度にも変化がみられる旨を指摘した。更 た一定の地域では不可知論者(agnostics)および無神論者 (athe-の権利を容認する傾向が生じつつあること、 また、 他の宗

的な意見を代表するものであることを指摘した。

ること、そしてこのような結果に基づいて表明された見解が世界 を進める上に一層効果的であり、かつ公平、卒直な結果が得られ 会は、非政府的機関が公的機関よりもこれらの問題について調査 て討論され、決議がなされた。この会議の成果に鑑み、人権委員 差別を根絶するための国連によってとられる今後の行動が主とし ここでは「宗教的権利および実践の問題における差別の研究」を 別委員としてインドの Mr. Arot Krishnaswami を任命した。 委員会が、少数者の保護および差別についての作業を開始し、特

れらを根絶するための方法に関する調査体制の改善、偏見および

的機関」の会議が開催された。ここでは、偏見および差別の根絶

ロッパ事務所において「偏見と差別の根絶に関心を有する非政府

のためのユネスコ計画の強化、偏見および差別の原因、およびそ

そこで、国際的な共同体がこのような傾向を促進し、この傾向が こで採用された原理は小委員会および人権委員会において更に考 定を提案した。同委員会は部分的修正を経てこれを採用した。こ 差別を根絶するために適用される、積極的かつ建設的な原理の策 た。結論として同報告書は思想、良心および宗教の自由に関する 突然逆転することのなきよう配慮をする責務があることを強調し 様な性質の人種的、民族的憎悪、 第一六回の本会議においては、「反ユダヤ主義の表明、および同 3 ついで一九六○年三月、ジュネーヴで開かれた人権委員会の れた。ここで特に共産圏からの代表者は、西ドイツにおける反ユ 対する恐怖を示すものとする点で代表者の一致した見解が表明さ の形態」について論議が交され、右表題の決議が採択された。 ダヤ主義の表明はナチズムの再来および侵略政策の証拠であるこ ところでこの決議については、宗教的信仰および表明の自由に および宗教的、人種的偏見の他

2 慮がなされ、発展させられることとなった。 一九五九年六月二二日―二六日、ジュネーヴの国際連合ヨ

l

と、また他の代表は、反ユダヤ主義的表明が両陣営のいずれの例

れるべきこと、とされた。

題は委員会、理事会、総会およびその他の会議において再審議さ の国家に対する非難に言及したものではなかった。そしてこの問 においても生じていること、を指摘した。この会議では結局右の ような事情から反ユダヤ主義的表明を非難するにとどまり、特定

問題、 れ、根強い宗教的対立を露呈した。 開催されたが、ここでイスラエル、ヨルダンの間にユダヤ人排斥 第一七回総会は一九六二年九月一八日、右のような背景の下に およびアラブ人弾圧問題をめぐり、はげしい論争が展開さ

*

○三一一○四頁にある。

に関する決議案が審議され、それぞれ部分的修正を経たのみで一 びに宗教的不寛容の撤廃」に関する宣言案、および規約案の準備 宗教的不寛容の表現」に関する決議案、および「人種的偏見なら 第一七回総会第三委員会では、この「人種的偏見ならびに国家的 容の表現」と題する決議案の採択を総会に勧告していた。そこで 二回経済社会理事会は、「人種的偏見ならびに国家的宗教的不寛 家的憎悪の表現」と題する決議案が採択され、これに基づき第三 これより先、第一五回総会第三委員会において、「人種的、国

> 現」に関する決議案全文、 であった。この「人種的偏見ならびに国家的宗教的不寛容の表 ることを各国政府に呼びかけること、を主たる内容とするもの 国連憲章ならびに世界人権宣言に違反するものとして非難し、 化の面における人種的、 ら提出されたものであるが、分、 もので、第一五回総会第三委員会においてチエコスロバキアか 一七総会の事業(下巻)」、 かかる僧悪の表現の防止のため、あらゆる必要な措置をと 宗教的、 国際連合局政治課編、 およびその審議経過は「国際連合第 国家的憎悪のあらゆる表現を 政治、経済、社会、教育、 昭三八年、一

(中)

17、その他技術的問題について提案した。最終テキストについ 個の決議案を提出した。この「人種的偏見および宗教的不寛容 形式をとるべき、 キスト主文は前掲書一〇五—一〇六頁にある。 の撤廃」に関する宣言案および規約案全文、およびその最終テ てコンゴー等一六ヶ国による、宗教的不寛容の撤廃に関する別 ては宗教的差別をふくめるかどうかの点で対立し、妥協案とし 同案は中央アフリカ、ギニア等九ケ国提案によるものであ 各国は原則的に本案を支持しつつ、分、 (中、宗教的差別も同時にとりあげるべき、 規約より宣言の

のあらゆる形態の除去に関する宣言草案および協定草案の準備」 日、二つの決議案を採択した。すなわち、それぞれ「人種的差別 この第三委員会の採択に基づき、総会は一九六二年一二月九

一月五日満場一致で可決された。

えねばならぬこと。これに対し人権委員会は、同小委員によって に人権委員会はこれらの原則の草案を審議する上に優先順位を与

ての宣言草案を準備すること、および心、同問題についての国際 権委員会に対し、⑴、宗教的不寛容のあらゆる形態の除去につい よび協定草案の準備」である。この後者の決議により、総会は人 および「宗教的不寛容のあらゆる形態の除去に関する宣言草案お 協定草案を準備すること、を求めた。

草案は、宣言草案の基本的原理をふくんでいること、またそれ故 いる。すなわち、現在人権委員会によって審議されている原則の の決議をとりあげた。この決議はその中で以下の見解を表明して 委員会は、「差別の防止および少数者の保護に関する小委員会」 これに基づき一九六三年ジュネーヴで開催された第一九回人権

に入れなければならない点が強調された。 行う際に宗教または信仰による差別が存在していること、を考慮 の準備、およびその提出を求めた。そしてこの小委員会における 表明された右の見解とは別に、小委員会に対して新しい宣言草案 一般討論では、宣言草案は、特に教育、実践、礼拝および儀式を 小委員会は右の要請および討論を通じて、第二〇回人権委員会

に対し新たな宣言草案を提出した。しかし委員会は時間的制約の

案前文に表現すべき条項、および第二○回人権委員会の設置した

ため同案を検討、採択することができず、提出された資料のすべ とんどが費され、多くの混乱の中に幕を閉じた。 し、第一九回総会は平和維持の機能に関する財政問題に時間のほ 九回総会において決議を行うべき」 旨の見解を付加した。しか てを経済社会理事会に送付した。同理事会は右の草案を総会に送 「同問題について継続されるべき今後の方針につき、第一

結実するに至らなかった。

このような経緯をたどり、

宣言草案問題は第一九回総会までに

二 協定草案の起草

1

権利に関する協定草案一八ヶ条の正文、人権委員会の採択した草 約した総長の覚え書、第三委員会の採択した市民的および政治的 すでに提案されていた、協定草案に関する当事国からの批判を要 からなる草案を作成した。同委員会はこの作業を行うにあたり、 め二六回にわたる会議のうち二○回をあて、前文および一三ヶ条 会」によって起草されることとなつた。同委員会はこの作業のた ヴにおける第一七回「差別の防止と少数者の保護に関する小委員 る国際協定草案」が、一九六五年一月一一―二九日の、 この後、この「宗教的不寛容の あらゆ る形態の除去に関す

非政府的な機関が書面あるいは口頭で意見を表明した。 言草案についての報告書を参照した。ぎた、これについて多くの 作業グループの、宗教的不寛容のあらゆる形態の除去に関する宣

まず小委員会に対して、三草案が英、米およびインドからそれ

ための作業グループを設け、そこでの原案を基礎として委員会に 提出された。そこでまず小委員会は右の三草案を一つにまとめる ぞれ提出された。更に六ケ条がソ連、二ケ条がフイリッピンから おける討論を行ない、最終的に草案正文が作成され、採用される

ことにある。

突する点が指摘された。しかし同時にこの分野における法律の果 て、宗教的自由に関する国際協定は人間の最も本質的な感情に衝 も宗教的寛容に関する立法はより困難であること、その理由とし

小委員会における一般討論では、人種的差別に関する立法より

こととなった。

す役割もまた強調された。

よび有神論、無神論の間の多様な種類の対決の時代を迎え、また は宗教的混乱および紛争の時代を越え、宗教間の理解の時代、お 教上の組織が犠牲者であると同時に犯罪者でもあった。今日世界 を生み出しており、このような場合、国家、個人、団体、更には宗 宗教と信仰に対する圧迫と迫害は、人類の歴史を通じ不幸な結果 2 すなわち、 歴史的にこの問題をとらえるとき、 国家による

> 変化の時代を迎えたことが注目されなければなら ない。こ れ は 他方、思想、良心および宗教の自由の問題をめぐる、歓迎すべき

て基本的問題を明らかにし、国際活動の必要性が認識されてきた り、また他方では国連の諸団体における討議、および討議を通じ 一方ではユダヤ教に対する感情の変化に帰せられるべきものであ

り、そのような共同体の基準を設定し、徳義上の力を与えること よび過去の状態を改善し、新しい状態を創造することが可能であ に敵対する私的な行為を制限するような状態を作り出すこと、 禁止することが可能であり、また、思想、良心および宗教の自由 制限禁止すること、ないし宗教または信仰を理由とする 差 別 良心を反映することおよび法律により、宗教または信仰の表明を える唯一のものであることが認められる。しかし同時に、法律は 能であること、そしてただ個人の良心のみがこのような保障を与 が他人に対し尊敬を払うような理想的状況を達成することは不可 もちろんいかなる法律および国際協定によっても、すべての者

案を以下の三部に区分した。 右のようにその基本的立場を表明する小委員会は、本協定草

3

すなわち、

も可能なのである、と。

- (2)(1) とのできなかったもので小委員会によって採択された一○ケ 第二一回同委員会において、時間的制約のため取り扱うこ 前文および人権委員会によって採択された最初の四ケ条、
- (3)方法に関する予備草案 小委員会によって提案されたこの目的達成のための付加的

である。

とんどがそのまま受け入れられ、採択されることとなった。 正案が提出された。しかし、結局最終的には小委員会の提案のほ 本協定草案の予備作業の段階で特別委員に任命された、インド

出された原案を基礎として討議が進められ、その過程で多くの修

委員会における審議は、先に触れたように小委員会によって提

とんどの国家において承認されているが、たとえそれが宣言され の Mr. Krishnaswami がその調査報告書において結論しているよ 思想、 良心、 宗教および信仰の自由の権利は今日世界のほ

> 分される。 (1) 宗教または信仰を保持し、あるいは変更する自由の

- (2)宗教または信仰を表明する自由
- また、 (3) 手続的側面からは次の二つに区別される。 これらの権利に課せられた制限
- (1) (2)国内法による救済。 国際法による救済。

的な要素であること、従ってこれらの自由は十分に尊重され、保 らえ、これらの表明は、人生についてのその人間の考え方の基本 障されなければならぬこと、を述べている。右にあげられた自由 右のような内容を備えた本協定草案前文は、思想、良心、宗教お よび信仰の自由を、基本的権利および自由のうちにあるものとと

について強調されたことは言うまでもない。 六○年のユネスコによって採択された国際協定の中に掲げられて いるものであるが、本草案では特にこれらのうち宗教および信仰

はすでに、世界人権宣言、一九五八年の国際労働組織および一九

こと」、更に「宗教あるいは信仰を理由とする差別と闘うこと」に 不寛容をただちに除去するために必要なあらゆる手段を採択する 本協定草案の目的は、前文に従えば、「あらゆる形態の宗教的

的は、

準において十分に達成されているものではない。本協定草案の目

4

右の権利の普遍的な承認およびその達成にある。

ところで、本協定草案に示された達成の方法は以下の三つに区

ているとしても、いまだあらゆる国家において、または国際的水

料

成に必要であると考えられる、国内法および国際法を通じ、宗教役割がきわめて重要であり、参加当事国に対し、宗教的自由の達ある。また前文および第五条はこの目的達成の上に、教育の果す

的差別を導く偏見と闘う責務を課した。

に、この協定草案の主たる目的の一つである宗教あるいは信仰を保に、または変更する自由については、第三条(a)項が、またそれらを表明する自由の一般的問題については、同条(b)項が、それぞれのであり、いかなる制限にも服するものではない。また特定の問題、たとえば礼拝、教育、慈善等についてはそれぞれ同条(a)項が、またそれららは項までに詳細に規定され、宗教的な問題についての集会は同ち(d)項までに詳細に規定され、宗教的な問題についての集会は同ち(d)項までに詳細に規定され、宗教的な問題についての集会は同ち(d)項までに詳細に規定され、宗教的な問題についての集会は同るべき態様をかなり詳細に規定し、当事国の遵守義務の範囲を明るべき態様をかなり詳細に規定し、当事国の遵守義務の範囲を明るべき態様をかなり詳細に規定し、当事国の遵守義務の範囲を明るべき態様をかなり詳細に規定し、当事国の遵守義務の範囲を明るべき態様をかなり詳細に規定し、当事国の遵守義務の範囲を明るべき態様をかなり詳細に規定し、当事国の遵守義務の範囲を明るべき態様をかなり詳細に規定し、当事国の遵守義務の範囲を明るべき態様をかなり詳細に規定し、当事国の遵守義務の範囲を明まない。

るため」に必要である制限を認めている。この点は世界人権宣言の人々の自由、あるいは民主的社会における一般的福祉を保護すの人々の自由、あるいは民主的社会における一般的福祉を保護す家によって課される最少限の制限がある。この点を第一二条は「家によって課される最少限の制限がある。この点を第一二条は「家によって課される最少限の制限がある。この点は世界人権宣言

第三項と同様である。第二九条、および市民的、政治的権利に関する協定草案第一八条

ところで本協定草案は国内法、および国際法による二つの救済を定めているが、まず国内法の分野では、当事国に対し第二年段を定めているが、まず国内法の分野では、当事国に対し第二年の政策を促進し、遂行する」責務、および第六条において「思想、良心、宗教あるいは信仰の自由を保護する差別の防止、およびこれを除去する効果的な方法をとる」責が、および第七条および第八条による、それらの自由を行使する際の法の前の平等、法の平等な保護を確保する責務が規定された、更に第一三条は、経済社会理事会に対する定期的な報告義務た、更に第一三条は、経済社会理事会に対する定期的な報告義務を定めた。

ある場合には、当事国の司法または行政当局による適切な救済義また国内的救済の他の有力な方法として、宗教的自由の侵害が

務がある。第一○条の定めるところである。

、または第三〇条により国際司法裁判所に対する訴えの提起によての関係のののでは、国内的教済手続きのすべてが尽された場合には、第案の目的達成のための予備草案は、国際的教済手続を定めている。

体に対し認められたもので、本協定草案違反の結果、侵害が生じ また第二六条の定める申立ての権利は、個人および非政府的団 国際的救済手続の道が開かれている。

さて、以上のような経過および内容を持つ本協定草案は、世界的

ている場合には、斡旋調停委員会に対して申し立てることが認め

性を備えていると言えよう。その意味でも、人権委員会第二二回 な水準での宗教的不寛容の除去についてかなりの程度までの具体 Year of Humau Rights) までに多数の国家によって署名、 採択が望まれる。更に本協定草案全体が総会によって採択され、 において本草案の残りの部分(C以下に掲げられている部分)の 九六八年に到来する人権のための国際年 (The International

准されることが期待される。

形態の除去に関する協定草案の準備を要求する決議に留意し、 総会決議一七八一(X V II)、特に、 宗教的不寛容のあらゆる

時間の不足のため、協定草案についての作業を完成することが不 た、このような協定のための予備草案に満足をもって留意し、 少数者の保護と差別の防止に関する小委員会によって準備され 前文および四ケ条をその第二一回本会議において採択したが、

備を完了するため、その第二二回本会議において絶対的優先 宗教的不寛容のあらゆる形態の除去に関する協定草案の準 可能であったので、

権を与えることを決め、

2 経済社会理事会に対し、以下の決議草案を採択することを

勧告する。

会期第一三九二回本会議において採択された。 O経済社会理事会決議第一○七四(XXXIX)B。

同決議草案は一九六五年七月二八日経済社会理事会第三九

経済社会理事会は、

ての人権委員会決議第一号(XXI)に注目し、 この決議に対する総会の注目を喚起する。

宗教的不寛容のあらゆる形態の除去に関する国際協定草案 人権委員会および経済社会理事会において採択された決議。 O人権委員会決議第一号(X X I)、一九六五年四月七日。

人権委員会は

A

協定草案全文

宗教的不寛容のあらゆる形態の除去に関する協定草案等につい

В 委員会によって採択された協定草案条項の正文。

文

本協定の当事国は

と平等の原理であり、すべての構成国家が、人種、性、言語ある いは宗教上の差別なしに、すべての人間に対する普遍的な尊重お 国際連合憲章の基本原理の一つが、あらゆる人間に固有な尊厳

力し、連帯および単独行動をとる旨誓約したことを考慮し、 世界人権宣言が非差別の原理、思想、良心、宗教および信仰の

よび人権と基本的自由の遵守を促進奨励するために、本組織と協

自由に対する権利を表明していることを考慮し、

の自由の権利の無視および侵害が、人類に多大の苦しみをもたら してきたことを考慮し 人権および基本的自由、とりわけ思想、良心、宗教および信仰

生についてのその人間の考え方の基本的要素であること、 宗教または信仰は、そのいずれかを表明するものにとって、人 およ

され、保護されなければならないことを考慮し、 び信仰を表明することと同様に宗教活動をする自由が十分に保障

じ、宗教および信仰の自由に関する問題における理解、寛容およ 政府、団体および私人は、他の手段によると同様に、教育を通

とする。

なことであることを考慮し、 一九五八年に採択された雇用および職業についての差別に関す

処罰および防止に関する国連協定のような、差別、とりわけ宗教 を理由とする差別に関する協定の実施の到来に満足をもって留意 るユネスコ協定、および一九四八年に採択された大量虐殺犯罪の

世界のいくつかの地域においてなお存在している、このような

うことを決議し、 寛容をただちに除去するために必要なあらゆる手段を採択するこ 問題における不寛容を明らかにすることによって関心を示し、 と、および宗教または信仰を理由とする差別を防止し、これと闘 あらゆる不寛容の形態、およびその表明の中の、このような不

以下のごとく協定した。

本協定の目的のために、

論的 (non-theistic) および無神論的 (atheistic) な信仰を含むもの 回 「宗教または信仰」という表現は有神論的 (theistic)、非神

活の、政治的、経済的、社会的、文化的あるいはそれ以外の分野に つところの、宗教または信仰に基づくところの、 有あるいは行使を破壊し、あるいは制限する目的ないし効果を持 おける人権および基本的自由の、平等な立場における、承認、享 いかなる差別、

(b)

「宗教または信仰を理由とする差別」という表現は公的生

(c) 制限あるいは優遇を意味するものとする。 「宗教的不寬容」 という表現は、 宗教または信仰の問題に

おける不寛容を意味するものとする。

(d)

国教を定めること、あるいは国家による一宗教ないし一信

として解釈されてはならない。 はない。ただし本項は本協定の特定の条項の違反を許容するもの は信仰を理由とする宗教的不寛容ないし差別と考えられるもので 仰の承認、あるいは国家からの教会の分離それ自体は、宗教また

> は信仰を固守し、 る。この権利は以下のものをふくむものとする。 ιŅ 1 (a) 当事国は、

庳 ことなく、自己の宗教または信仰を単独で、 2 の共同体において、また公的にあるいは私的に表現する自由。 (b) (c) 当事国はその管轄内のすべての者に対し特に以下の事項を保 宗教または信仰を理由とするいかなる差別にも支配される 宗教または信仰に関する問題についての意見を表明する自 あるいは他の人々と

当

事国は宗教的不寛容のあらゆる形態、および宗教または信仰を理 であり、それ故に尊重されなければならないことを承認する。

当事国は個人の宗教または信仰が、その人間自身の良心の問題

由とするあらゆる差別を非難し、また当事国は思想、

良心、

教あるいは信仰の自由を保護するため、また宗教的寛容を確保す

するために計画された政策を促進し、遂行する責務を有する。 るために、また宗教または信仰を理由とするあらゆる差別を除去

第三 条

宗教あるいは信仰の自由に対する権利を保障する責務を有す その管轄内におけるすべての者に対し、 思想、 良

たは信仰を変更する自由。ただし本項は宗教または信仰の表現に ることなく自己の良心の命ずるところに従って、ある宗教あるい の自由を侵害するようないかなる強制、のいずれにも影響を受け 教または信仰の問題における、選択あるいは決定についての本人 拡張するものとして解釈されてはならない。 第一二条に掲げられた制限のいずれかの事項、 あるいは固守しない自由、 および自己の宗教ま あるいは宗

北法17(3:115)489

障しなければならない。

博 拝の場所あるいはそれらの目的のための集会を設け、維持する自 礼拝し、宗教または信仰に関する集会を開催し、また、礼

資

印刷し、刊行する自由、および宗教的活動、儀式に自らを捧げる 教え、ひろめ、学ぶ自由、宗教的図書およびテキストを執筆し、 (b) 自己の宗教または信仰およびその神聖な言葉または伝統を

ことを意図する者を養成する自由。

することにより、自己の宗教または信仰を実践する自由。 公けの生活において宗教または信仰にふくまれている意味を表明 慈善的、教育的施設を設立し、維持することにより、また

用いられる物品、食物、その他の物品および設備を生産し、ある びその他の実践を遵守し、またその礼拝および実践において通常 自己の宗教または信仰の儀式、食物についての戒律、 およ

する巡礼およびその他の旅行をする自由 自国の内外を問わず、自己の宗教あるいは信仰と関係を有

いは必要である場合には輸入する自由。

の宗教または信仰と関連を有する死者を処理する場所についての (f) 礼拝または集会の場所、儀礼儀式および活動、および自己

平等な法的保護。

内的および国際的団体を組織し、 し、また自己と共通の宗教者および信仰者と連絡をとる自由。 (g) 自己の宗教または信仰に関係を有する地方的、 維持し、 それらの活動に参加 地域的、国

(h) 宗教的性質を有する誓約をする強制からの自由。

第…条(第四条の後に挿入されるべきもの)

当事国はすべての者に対し、政治的、市民的、

経済的、

となしに亨有し、実践する自由を保障しなければならない。 および文化的権利を、宗教または信仰を理由とする差別をするこ

小委員会によって提出された協定草案の正文およびこれに関

C

第四条

するその他の条項。

を有する。 児童の宗教または信仰を選択する、優先的権利を尊重 する 責務 1 当事国は、両親および、必要な場合には法律上の後見人が、

された意思が十分に考慮されなければならない。 両親を失った児童の場合には、児童の表明された、 また推定

の意思が考慮されなければならない。 十分な理解をする程度に成長した児童の場合には、その児童 第

六条

闘う責務を有する。

1

当事国はいかなる個人、団体あるいは組織による、宗教また

4. 原理とされなければならない。 って決定されるところの、児童の最善の利益がその方針を定める これら二つの場合においては、正当な権限を有する官庁によ

五

解、寛容および友好を促進する目的をもって、直接かつ効果的な の目的と原理を普及すると同様に、国家間および宗教団体間の理 的不寛容、および宗教または信仰を理由とする差別を導く偏見と 方法をとること、また人と人との間、団体間および制度間の宗教 当事国は、国内状況および実情に適した方法により、 、教育、情報の分野において、 国連憲章および世界人権宣言 特に指

> う。また当事国は、いかなる宗教または信仰を有する者の一員た 旨の責務を特に負う。 かなる個人、団体あるいは組織に対しても差別をしてはならない る資格、それらの実践、あるいはそれらの固守を理由として、い

七条

しても、法の平等な保護を保障する責務を負う。 を保障し、または宗教または信仰を理由とするいかなる差別に対 する権利の行使において、いかなる差別も行なわずに、法の平等 当事国はすべての者に対し、思想、良心および宗教の自由に対

第八

当事国は、宗教または信仰を理由とする宗教的不寛容または差

と考えられ、またこれを助長することを目的とするあらゆる宣伝 は有罪とされなければならない。 **憎悪、または暴力行為の煽動は、法によって処罰されるべき犯罪** ならない。いかなる宗教または信仰、またはその所有者に対する 別の促進もしくは煽動に対し、法の平等な保護を保障しなければ

第九 条

1

果的な方法をとらなければならない。

当事国は宗教または信仰、あるいはそれらの自由な、公開の

の制定または廃止を含む、このような差別を防止し、除去する効 は信仰を理由とする差別を防止するのに必要であるところの、法

値ある記念物として承認された宗教的建築物を保存するための接 当事国は、 補助金の交付、 免税、 あるいは歴史的、 芸術的価

よび制限の採用、または維持をしてはならない旨の責務を特に負 活動の自由を制限、あるいは妨害する政策の遂行、または規約お

北法17(3·117)491

2 この点に関する、公益を理由として法律によって認められた 差別または優遇は、本協定の意味の範囲内においては差別的なも または制度の間の差別または優遇をしてはならない責務を負う。

助を行う場合に、いかなる宗教または信仰、あるいはその信奉者

のと考えられてはならない。

第一〇条

済をはかる責務を有する。 国の権限ある司法または行政当局によって利用しうる、適切な救 当事国は、本協定によって保護された権利の侵害に対し、 当事

2

らない。 を目的とした活動に従事する権利を与えるものと解釈されてはな の安全、国家の主権あるいは国家間の友好的な関係を損なうこと 本協定は、いかなる個人、団体あるいは制度に対しても、 国家

第一二条

定めるのを排除するように解釈されてはならない。 る一般的福祉を保護するために必要である制限を、 は個人の権利および他の人々の自由、あるいは民主的社会におけ 本協定は、当事国が公的安全、秩序、健康または道徳、 法律によって あるい

第一三条

る立法的、またはその他の方法に関する報告を、以下に従って提 1 当事国は、当事国が採用し、かつ本協定の条項に影響を与え

(a) 当該国家にとって本協定の効力発効の後一年以内に、また 出する責務を有する。

(b) その後二年毎に、また経済社会理事会が人権委員会の勧告

に基づき、当事国との協議の後に要求する場合

すべての報告は経済社会理事会における審議に付 する ため

できる。 必要な場合には一般的勧告のための特別の機関に提出することが 事会は、それらの報告を人権委員会、あるいは情報、研究および に、国際連合事務総長に提出されなければならない。 経済社会理

3 直接的に関係を有する当事国は、本条第二項に従って行うこ とのできる一般的勧告についての意見を、経済社会理事会に提出

することができる。

委員会の一般的見解の表現としての予備草案」の正文。 を一層効果的にする上に役立つ、遂行の附加的方法についての小 D 「宗教的不寛容のあらゆる形態の除去に関する国際協定草案 ない。

同委員会は同じ国家の国民を二人以上ふくむこと はできな

旨宣言しなければならない。

2

他の委員の全員一致の意見により、同委員会の委員が一時的

第一四条

ciliation Committee) 平和的な解決にあたる斡旋調停委員会 (A Good Offices and Con-(以下同委員会と称する) が、国際連合

本協定の解釈、適用あるいは遂行に関する、当事国間の紛争の

二年目の終りに終了するものとする。

第一回の選挙の後ただち

る。

第一回の選挙において選出された委員のうち六人の任期は、

によって設置されなければならない。

らない。 性を有するところの、一一人の委員によって構成されなければな 1 同委員会は、高度の道徳的資質および一般に承認された公平

の勧告に基づき、経済社会理事会によって選出されなければなら 形態を代表するように十分な考慮が払われた後、国際連合の総長 員が地理的に平等に配分され、文明および基本的法体系の異った

同委員会の委員は、委員の個人的資格に基づいて行動し、委 れることを要する。 る必要はないが、両者は同じ地理的区分または同地域から選出さ

第一七条

によって決定されなければならない。 員を指名しなければならない。代理委員は当該委員と同国籍であ 長の推薦に基づいて、このようにして選出された各委員の代理委 に、これら六人の委員の氏名は、経済社会理事会議長による抽籤 同委員会の委員の選出の際、経済社会理事会は国際連合事務総

1

同委員会の委員の死亡、辞任が生じた場合には、委員長はた

亡の日または辞任が効力を生ずる日以降、その議席が空席となる だちに国際連合事務総長に通知しなければならず、事務総長は死

員長は国際連合事務総長に対し通知しなければならない。事務総 合、あるいはその義務の遂行の継続が不可能である場合には、委 性質の欠席以外の理由に基づき、 その職務の遂行を停止した場

第一六条

V 3

い。委員は推薦を受けた場合には再選出の資格を有するものとす 同委員会の委員は五年の任期をもって選出されなければならな

北法17(3:119)493

ければならない。 長はこれに基づき、 かかる委員の席が空席である旨の宣言をしな

3 本条の第一および第二項によって規定された各場合に、国際

ればならない。 連合事務総長は、 て、残存期間その任に就かしめ、本協定の各当事国に通知しなけ ただちに当該代理委員を同委員会の委員とし

第一九条

定められた規定に基づき、国際連合の財源から旅費および手当の

同委員会の委員は委員会の職務に従事する期間、総会によって

第二〇条

支給を受けるものとする。

のいずれかにおいて開催することができる。 決定に基づき、国際連合本部あるいは国際連合ヨーロッパ事務所 初の会合を召集しなければならない。その後の会合は同委員会の 同委員会事務局は国際連合事務総長によって準備されなけれ 国際連合事務総長は、国際連合本部において、同委員会の最

1 同委員会は二年の任期を有する委員長、および副委員長を選

に、当事国双方に開かれている双方による交渉、あるいはその他

当該問題が、

最初の書面の受理国による受理後六ヶ月以内

ばならない。

第二一条

任しなければならない。委員長および副委員長は再選することが

できる。

段階での参加当事国に対し送付しなければならない。当事国は三 を制定する前に、同委員会はこれら規則の草案を、本協定のその ヶ月以内に当事国の希望する意見および提案を提出することがで 同委員会はその手続規則を定めなければならない。この規則

きる。

3 る時期においてもその手続規則を再審理に付さなければならない。 委員会は本協定の当事国による請求がある場合には、いかな

第二二条

本協定の当事国は、他の当事国が本協定の条項の実施をして

ならない。 に対して提出しなければならない。同書面は、できるかぎり適切 ることのできる手続および救済についての説明をふくまなければ に当該問題についてとられた、またはとりつつある、あるいはと に、受理国は、当該問題に関し、書面で説明ないし意見を、申立国 注意をうながすことができる。 いないと考える場合には、書面により問題に対する当該当事国の 当該書面の受理の後三ヶ月以内

利を有する。 国に対する通知により、当該問題を同委員会に対して付託する権国に対する通知により、当該問題を同委員会に対して付託する権ない場合には、当事国の一方は国際連合事務総長および他の当事の手続のいずれかにより、両当事国を満足させるように解決され

第二三条

とを確認した後に、第二二条の下で同委員会に付託された問題をにおけるあらゆる可能な国内的教済が請求され、かつ尽されたこ同委員会は国際法の一般的に承認された原則に従い、当該問題

第二世名

処理しなければならない。

係当事国が適切な情報の提供をするよう請求することができる。同委員会に付託されたいかなる問題についても、同委員会は関

45

1

第二三条の条項に従い、同委員会は、必要と考える情報を得

好的な解決を目的とする、同委員会の斡旋を関係当事国に対し利た後に事実を確定し、本協定の尊重を基礎として、当該問題の友

用させなければならない。

国際連合事務総長による通知の受理の日以後、一八ヶ月以上を経

同委員会は、あらゆる場合に、また第二二条第二項の下での

所の助言を要求する場合には、この期間の制限は適宜延長されな告書を作成しなければならない。第二七条に従って国際司法裁判に送付され、ついで公刊のため国際連合事務総長に送達される報過した場合には必ず、以下の第三項の条項に従って、関係当事国

3 本条第一項の期間内に解決に至った場合には、同委員会はそければならない。

部または一部、同委員会の委員の一致した意見を代表するもので員会がなした勧告を表明しなければならない。当該報告書が、全員会がなした勧告を表明しなければならない。消停の目的で同委同委員会の当該事実、および到達した解決についての簡単な記述の報告書を当該事実、および到達した解決についての簡単な記述

による仲裁付託の申立てもまた、同報告書に付加されなければなる。当該事件につき、当事者によって作成された書面または口頭自己の意見を、同報告書に対して付加する権利を有するものとする。当該事件につき、当事者によって作成された書面または口頭

第二六条

らない。

は団体からの、当事国による本協定違反の犠牲があると主張する1 同委員会は、事務総長に対してなされた、いかなる個人また

した場合に限る。

のような申立てを受理する同委員会の権能を承認する旨の宣言を 受理することができる。ただしこれは、申立てられた当事国がこ 機関からの、当事国が本協定を実施していないとする申立て、を 申立て、あるいは経済社会理事会と協議する立場にある非政府的

する事務総長の許に寄託されなければならない。 とができる。また同宣言は、その写しを他の当事国に対して送達 あるいは特定の事件について、または一定の期間について行うこ 前項において述べられた当事国の宣言は、一般的な表現で、

協定の第一七、第一八条および第一九条に記述されている原則お よび手続にできるかぎり従わなければならない。 本条の下で提出される申立てを審議する際に、同委員会は本

第二七条

与えるよう請求する旨、勧告することができる。 る問題に関連を有する法律問題につき、国際司法裁判所が助言を 同委員会は、経済社会理事会に対し、同委員会の取り扱ってい

第二八条

年報を経済社会理事会に提出しなければならない。 同委員会は、国際連合の事務総長を通じ、その活動についての

第二九条

事国が、第二五条第三項に規定された報告書の作成後、国際司法 らされない場合に、申立てを受けたあるいは申立てを提起する当 裁判所に対し事件を提起することができることに、同意する。 本協定当事国は、第二五条第一項の定める期間内に解決がもた

第三〇条

の国際協約に従って紛争を解決する他の手続に訴えることを妨げ ついても、国際司法裁判所に提訴することを妨げるもの で はな に関し、本協定の解釈あるいは適用から生ずるいかなる 紛争 に い。あるいはまた、当事国間に効力を有する、一般的または特別 本協定の条項は、本協定の当事国が、同委員会の権限内の問題

る反対が表明された。 この草案については小委員会において何人かの専門家によ るものでもない。

United Nations Draft International Convention on the Elimination of All Forms of Religious Intolerance

Nobuo Кимамото

Assistant of Administrative Law Faculty of Law Hokkaido University

There are two types of measure to ensure freedom of religion. One is through the principle of separation between church and state, which has prevailed over the United States of America.¹ The other is through the principle of toleration concerning religious problems, which has extended over some countries in Europe.² In the case of our constitution, it is to be noted that Article 20 provides the severe separatism between religion and politics.³

Now, studying the articles in detail of the draft convention, the "United Nations Draft International Convention on the Elimination of All Forms of Religious Intolerance,4" we may admit that it is one of the two instruments which has been under the discussion at a world-wide level. Namely, the United Nations has been dealing with the problems of the impletation of freedom of religion for a number of years. This recent draft convention is one of these efforts to implement Article 18 of the Universal Declaration of Human Rights, granting everyone the right to freedom of thought, conscience and religion.

Thinking of the meaning of the current important draft convention, I think that it is worth to translate it and add some comments on it, based on the text and staff study on the Journal of the International Commission of Jurists (Winter 1965, Vol. VI, No. 2).

The measures of impletation proposed by this draft convention consist of three categories such as: freedom to maintain or to

change religion or belief, freedom to manifest religion or belief, the limitations imposed on these rights. To secure this freedom effectively, it has two procedural protections of domestic and international remedies. As one of distinguished characters of the latter, it is to be pointed out the system of "A Good Offices and Conciliation Committe" under the auspices of the United Nations to be responsible for seeking the amicable settlement of disputes between States Parties.

Thinking of the process and the contents of the draft convention, we may admitt that it provides some concrete measures to eliminate religious intolerance at a world-wide level. From this point, it is expected that the whole articles of the draft convention will be adopted and ratified by a great number of States until the International Year of Human Rights in 1968.

Nobuo Kumamoto, The Principle of Separation of Church and State in the United States of America (I~V), (The Hokkaido Law Review, Vol. 15. No. 3, No. 4, Vol. 16. No. 1, No. 4, Vol. 17. No. 1).

^{2.} J. B. Bury. A History of Freedom of Thought, pp. 72-100.

Nobuo Kumamoto, One Problem Concerning the Principle of Separation of Religion and Politics Under Article 20 of the Constitution of Japan. (16 The Hokkaido Law Review 2·3, pp. 186-209).

We can not help admitting the adoption of the principle of teleration under the sovereignty of Emperor and state-shintoism as a state religion in fact. There is, however, no doubt that the Imperial edict of January 1, 1946 and the Constitution of Japan of November 3, 1946 proclaimed clearly the severe separatism between any religious activities and state ones. See, N. Matsunami, The Constitution of Japan pp. 95-97, (1930).

^{4.} The present draft convention consists of three parts: 1. the Preamble and first four articles adopted by the Commission on Human Rights, 2. ten subsequent articles adopted by the Sub-Commission, 3. the seventeen articles of the Preliminary Draft on Additional Measures of Implementation submitted by the Sub-Commission.